

資料 1

産政第239号

平成16年12月17日

栃木県産業再生委員会委員長 藤本 信義 様

栃木県知事 福田 富一

「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について（諮問）

国は、今後、一時国有化の状態にある足利銀行について、預金保険法第120条の規定により、第3号措置を終了させることとしております。

については、県として、国に対し、県民生活の安定や県内経済の発展のため、「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について提案することが必要でありますので、貴会の意見を求めます。

